令和６年能登半島地震

住まいの支援ガイド

【9訂版】
令和7年1月10日現在

支援制度についてのお問い合わせは
市役所2階 住まいの支援窓口へ
（☎0767－22－7196）

✿✿前版からの変更内容✿✿

① 制度の申請期限早見表を掲載しました。

② 市建設業協会による住まいの再建相談について掲載しました。

③ 生活必需品の給与・貸与制度が終了しました。

市HPもご確認ください。

各制度の申請期限早見表
（令和7年1月10日現在）

令和７年 1月31日	・賃貸型応急住宅入居申込　→P3へ
令和７年 3月31日	・公費解体　→P4へ ・費用償還　（1月31日までに契約していること）→P4へ ・危険ブロック塀の撤去　→P5へ
令和７年 12月31日	・住宅の応急修理　→P4(半壊以上)、P5(準半壊)へ
令和８年 1月31日	・被災者生活再建支援金(基礎)　→P1へ

市建設業協会による住まいの再建相談

　ご自宅の修理、耐震診断、耐震リフォームを考えている人はご相談ください。羽咋市建設業協会の専門家がご自宅を訪問し、技術アドバイスや業者紹介を行います。
　まずはお電話でご予約ください。

　☎0767-22-7196 住まいの支援窓口

生活再建支援金・義援金

▼ 区分と金額について

区分	被災者生活再建支援金					義援金				総計
	基礎	加算支援金		市独自加算支援金	合計		県分	市分	合計	
全壊 半壊解体	100万円	建設・購入	200万円	100万円	**400万円**	1次 ↓ 3次	180万円	10万円	**197万円**	**597万円**
		補修	100万円	50万円	**250万円**					**447万円**
		賃貸	50万円	25万円	**175万円**	4次	7万円			**372万円**
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	100万円	**350万円**	1次 ↓ 3次	135万円	7万円	**149万円**	**499万円**
		補修	100万円	50万円	**200万円**					**349万円**
		賃貸	50万円	25万円	**125万円**	4次	7万円			**274万円**
中規模半壊	20万円	建設・購入	100万円	50万円	**170万円**	1次 ↓ 3次	90万円	4万円	**101万円**	**271万円**
		補修	50万円	25万円	**95万円**					**196万円**
		賃貸	25万円	12.5万円	**57.5万円**	4次	7万円			**158.5万円**
半壊	20万円	建設・購入	100万円		**120万円**	1次 ↓ 3次	45万円	2万円	**54万円**	**174万円**
		補修	50万円		**70万円**					**124万円**
		賃貸	25万円		**45万円**	4次	7万円			**99万円**
準半壊	10万円				**10万円**	1次 ↓ 3次	35万円	1万円	**43万円**	**53万円**
						4次	7万円			
一部損壊	2万円				**2万円**	1次 ↓ 3次	10万円	0.5万円	**17.5万円**	**19.5万円**
						4次	7万円			

※支援金について、1月1日時点の世帯人数が1人の場合は、各区分の3/4の金額になります。

▼申請方法等について

	被災者生活再建支援金	義援金
申請期限	【基礎】 令和8年1月31日 【加算】 令和9年1月31日	▸被災者生活再建支援金の申請をすることで、自動的に義援金の申請も完了し、支援金の振込指定口座に振り込まれます。 ▸重傷者等の人的被害については別途申請が必要です。詳細は市健康福祉 課援護係にお問い合わせください。
申請方法	必要書類をお持ちの上、住まいの支援窓口でお手続きください。	
必要書類	①申請書 ②り災証明書(写) ③世帯主名義の預金通帳(写) 【加算の場合】 ④マイナンバー又は住民票 ⑤生活再建にかかる契約書等 ※解体の場合は別途必要書類あり	
問い合わせ先	住まいの支援窓口 ☎0767−22−7196	市健康福祉課 援護係 ☎0767−22−3939

被害の程度

全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の方

住宅の応急修理　　✿問い合わせ：住まいの支援窓口（☎22−7196）

屋根や床、壁、窓、台所・トイレ、上下水道等の配管など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理にかかる経費を補助します。

※修理後に居住が可能となる場合に限ります（原則、公費解体との併用不可）。

■限度額：706,000円
■完了期限：令和 7 年 12 月 31 日
◆必要書類
①申込書、②り災証明書（写）、③施工前の被害状況がわかる写真、④修理見積書、
⑤資力に関する申出書、⑥住宅被害状況に関する申出書、⑦申込チェックシート

賃貸型・建設型応急住宅　　✿問い合わせ：住まいの支援窓口（☎22−7196）

ご自宅での居住ができなくなった場合、一時的な住まいとして、民間の賃貸物件またはプレハブ型の住居を利用できます。

■対象者　①住宅が全壊した人　②半壊以上で解体する人　③長期避難世帯等
　　　　　④住宅の修理に概ね 1 か月以上かかる人

□賃貸型応急住宅について
・最長 2 年入居可能
・水道光熱費、駐車場料金は入居者が負担
・家賃は市が負担
・入居申込期限：令和7年1月31日

□建設型応急住宅について
・最長令和8年4月20日まで入居可能　・水道光熱費は入居者が負担
・家賃、駐車場料金は無料　・室内でのペット飼育可能　・随時入居可能
・【住所】眉丈団地：羽咋市柳田町ミ1−1　眉丈台地スポーツ広場

公費解体・費用償還　　　　　✿問い合わせ：住まいの支援窓口（☎22−7196）

り災証明書または被災証明書で「半壊以上」とされた、住家、納屋、倉庫、事業所等の解体に関する制度です。

■公費解体

市が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行います。

◇申請受付日：令和7年3月31日まで

◇必要書類

①被災家屋等の解体撤去にかかる申請書	②本人確認書類（免許証など）	③り災証明書または被災証明書（写）
④固定資産評価証明書	⑤申請者の印鑑証明書	⑥建物配置図
⑦状況写真	⑧解体及び撤去を行いたい被災家屋等の一覧	⑨印鑑 ※本人⇒実印、代理人⇒認可印 法人⇒代表者の登録印

※相続にかかる書類が必要となる場合があります。

■費用償還

所有者が自費で家屋の解体・撤去を行ったあと、市からその費用の一部が償還されます。

◇申請受付日：令和7年3月31日まで

※解体・撤去にかかる契約を令和7年1月31日までに締結している場合のみ

◇必要書類

①自費解体・撤去にかかる申請書	②本人確認書類（免許証など）	③り災証明書または被災証明書（写）
④固定資産評価証明書	⑤申請者の印鑑証明書	⑥解体・撤去にかかる費用の内訳がわかる書類（写）
⑦契約書（写）	⑧領収書（写）	⑨マニフェスト伝票（写）
⑩解体証明書	⑪建物配置図	⑫状況写真
⑬解体及び撤去が完了した被災家屋等の一覧	⑭印鑑 ※本人⇒実印、代理人⇒認可印 法人⇒代表者の登録印	※相続にかかる書類が必要となる場合があります。

解体後に市から送付される「解体・撤去完了通知書」を添えて、生活再建支援金の申請を行うことで、半壊解体世帯区分の金額が支給されます。

被害の程度　**準半壊**の方

住宅の応急修理　　✿問い合わせ：住まいの支援窓口（☎22−7196）

屋根や床、壁、窓、台所・トイレ、上下水道等の配管など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理にかかる経費を補助します。
※修理後に居住が可能となる場合に限ります（原則、公費解体との併用不可）。

■限度額：343,000円
■完了期限：令和７年 12 月 31 日
◆必要書類
①申込書、②り災証明書（写）、③施工前の被害状況がわかる写真、④修理見積書、⑤資力に関する申出書、⑥住宅被害状況に関する申出書、⑦申込チェックシート

危険ブロック塀撤去・浄化槽復旧について

危険ブロック塀の撤去　　✿問い合わせ：地域整備課 都市計画係（☎22−9645）

安全確保を図るため、倒壊の危険性があるブロック塀の撤去に係る経費について支援します。
※コンクリートブロック造、石造、れんが造などの組積造の塀と門柱で道路に面しているもののうち、建築基準法の基準を満たしていないもの、または亀裂、傾き、ぐらつきその他の損傷が生じているものになります。
※すでに倒壊してしまったブロック塀についてはご相談ください。

■補助額：4,000円／㎡
■完了期限：令和7年３月31日
◆必要書類
①申請書、②申請者の住民票（写）、③現況図（付近見取図、平面図、立面図※）※立面図には、面積が分かるよう寸法を入れること、④撤去前の写真（撤去する範囲全てを確認できるもの）、⑤撤去に係る見積書（写）、⑥危険ブロック塀撤去事業に係る同意書（申請者≠所有者の場合）

浄化槽の復旧　　✿問い合わせ：浄化槽コールセンター（☎0120−326−121）

個人や企業が設置した浄化槽の被害状況の相談、復旧工事に関するお問い合わせ及び復旧工事にかかる補助金申請手続きについて支援します。
※被害状況の調査は、ご契約の保守点検業者に依頼してください。

■補助対象：下水道区域外で、保健所に登録してある浄化槽
■補助金額：設置費（人槽に応じて）・入れ替えによる撤去費（最大12万円）・部品交換

融資制度・貸付金制度

住宅金融支援機構お客様コールセンター

■申請期限／原則として、り災日から２年間
□電話番号：住宅金融支援機構お客様コールセンター（災害専用ダイヤル・無料）
☎０１２０-０８６-３５３（祝日及び年末年始を除く毎日・９時～１７時）
※ご利用いただけない場合は☎０４８-６１５-０４２０（通話料金がかかります）

（1）災害復興住宅融資

被災した人が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。
通常の融資と比べて低利で利用できます。

（2）災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)

被災した満６０歳以上の人が利用できる、被災住宅を復旧するための住宅ローンです。
月々のご返済は利息のみで、通常の災害復興住宅融資と比べて負担を低く抑えられます。
借入金の元金は、申込人(連帯債務者を含む)全員がお亡くなりになったときに、融資住宅及び土地の売却等の方法により、一括返済となります。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

■問い合わせ先　最も多額のローンを借りている金融機関
金沢弁護士会 ☎076－221－0242

住宅ローンなどを借りている被災者が、破産手続きなどの法的な倒産手続きによらず、銀行などの金融機関との話し合いにより、ローンの減額や免除を受けることができる制度です。
新しいローンを組んだ後では利用することができないのでご注意ください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

✿問い合わせ：市こども課（☎22－1114）

ひとり親家庭等を対象とした制度です。災害により被害を受けた住宅の補修、保全等に必要な経費や転宅に必要な経費を貸し付けます。
申請にはり災証明書が必要です。詳しくはお問い合わせください。

◆必要書類
①申請書、②見積書、③被災状況の写真、④工事中・完成写真、⑤住民票（世帯全員分）
⑥り災証明書（写）、⑦印鑑証明書、⑧賃貸契約書

■貸付限度額／【住宅資金】200万円以内【転宅資金】26万円以内

生活福祉資金特例貸付　✿問い合わせ：市社会福祉協議会（☎22−6231）

申請は電話予約制です。直接窓口にお越しいただいても対応できない場合があります。
電話番号 0767−22−6231（※月曜日～金曜日 9時～16時まで）

【緊急小口資金】

災害より被災を受けた人へ緊急・一時的に必要となる生活費をお貸しします。

■貸付限度額：原則として、10 万円以内（世帯状況によっては 20 万円以内）
■償還（返済）期間：１年以内の据置期間経過後、２年以内に返済

【住宅補修費・災害援護費】

■貸付対象（以下の２つの要件にすべての該当する方）
①令和６年能登半島地震により被災した方
②低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかに該当する方
※世帯ごとに所得制限がありますので、申込の際に確認してください。

■貸付条件

資金種類	住宅補修費	災害援護費
貸付上限額	２５０万円	１５０万円
証明書	り災証明書	り災証明書または被災証明書
資金使途	住宅の補修・修理費用 （屋根・壁・窓ガラス等）	▷破損故障した家具、家電の購入・修理費用 ▷納屋などの修理 ▷空家の修理（要相談） ▷新住居への転居費用
据置期間 （返済を猶予する期間）	貸付の日から２年以内	
償還（返済）期間	据置期間終了後２０年以内	
貸付利子	連帯保証人あり　無利子 連帯保証人なし　年１．５％	

自宅再建利子助成事業給付金助成　☎０７６-２２５-１９６８

■問い合わせ先：自宅再建利子助成事業給付金コールセンター
■概要：県内で自宅再建のために金融機関から融資を受けた場合の利子の一部を助成。

二重ローンの負担軽減助成　☎０７６-２２５-１９８５

■問い合わせ先：石川県　生活再建支援課
■概要：新たな住宅ローンを組む場合に、被災住宅にかかる既存住宅ローンの利子の一部を助成。

被災住宅の補修や再建に関すること

被災宅地復旧支援について　市災害復興推進室 ☎22-7156

被災した宅地について、被災者の負担軽減を図り生活再建を支援するために、被災者自身が行う宅地の復旧工事に要する経費の一部を支援します。

対　　象：地震発生時に住宅（民間企業や団体などの社宅や寮は含まない）の用に供されていた宅地
対象事業：①のり面・擁壁・地盤の復旧工事
②液状化再度災害防止のための住宅建屋下の地盤改良工事（液状化発生区域）
③住宅基礎の傾斜修復工事
補 助 率：５０万円を超える額の５/６（うち、基金分４/６、市独自加算分１/６）千円未満切り捨て
補助上限：９５８．３万円（対象工事費１，２００万円）

▼費用の負担割合

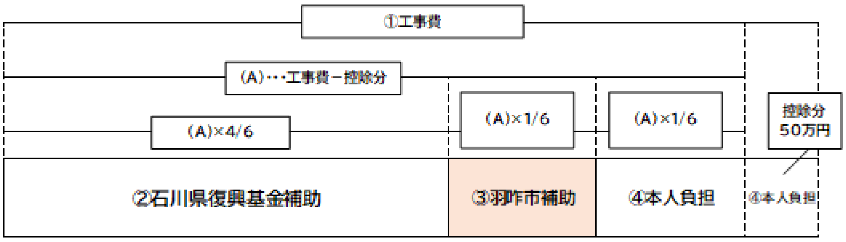

▼対象イメージ

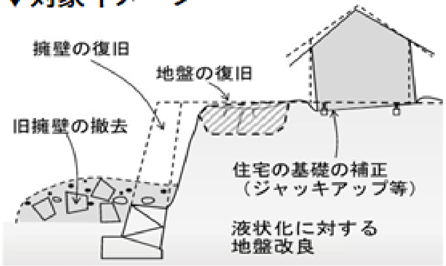

①工事費	50万円	100万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円
②基金(県)補助 (千円未満切捨)	－	33.3万円	166.6万円	300万円	500万円	633.3万円	766.6万円
③羽咋市補助 (千円未満切捨)	－	8.3万円	41.7万円	75万円	125万円	158.3万円	191.7万円
④本人負担	50万円	58.4万円	91.7万円	125万円	175万円	208.4万円	241.7万円

耐震住宅リフォーム支援について　市地域整備課 ☎22-9645

これまでは、昭和５６年５月以前の木造住宅が補助対象でしたが、地震で被災し、耐震性が低下した木造住宅についても対象になります。
耐震診断１５万円、耐震改修または建替え費用について最大２２０万円を補助します。

対　　象：昭和５６年５月以前に建設された木造住宅または、り災証明書（一部損壊以上）が発行された木造住宅（昭和５６年６月以降も可能）
対象事業：①住宅の耐震診断
②住宅の「耐震改修、傾斜修復」または「建替え」（①の結果、評点１．０未満の場合）
補 助 率：１０/１０
補助上限：①耐震診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５万円
②耐震改修、傾斜修復または建替え・・・２００万円（市内業者の場合＋２０万円）
【注】傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」および「耐震住宅リフォーム支援事業」の対象となっていますので、いずれかの制度を選択してください。（併用はできません）

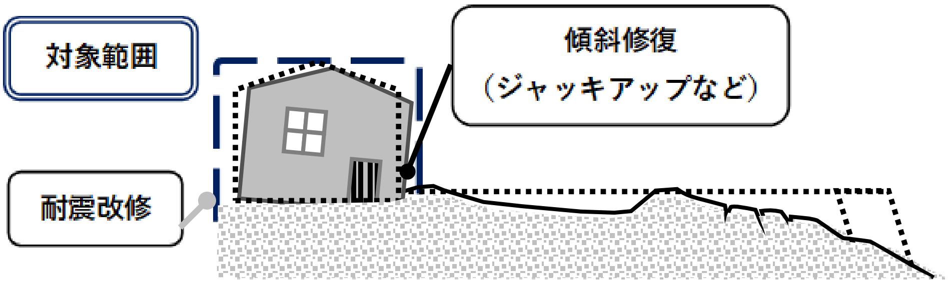

（個人向け）転居等支援事業

住まいの支援窓口 ☎22-7196

住居が被災したことにより、応急的な住まいでの生活を余儀なくされた人が、県内の住まいに住み替える場合の転居に要する費用を支援します。

●恒久的な住まいへの引っ越しの場合　　各一律１０万円

①賃貸型応急住宅や公営住宅から建設型応急住宅へ

②応急的住まいから県内の恒久的住まいへ

●民間賃貸住宅の入居の際の初期費用　　一律２０万円

●公営住宅への入居の際の初期設備費用　　一律１０万円

町会向け支援事業について

地域コミュニティ施設等再建支援事業

被災した地域のコミュニティを維持するために、会館や神社、忠魂碑などの再建に要する経費を支援します。

■問い合わせ：市 総務課 ☎22−7161

地域水道施設復旧事業

町会などが管理する水道施設を原形復旧するために要する経費を支援します。

※取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送付施設、排水施設、給水施設

■問い合わせ：市 総務課 ☎22−7161

私道復旧事業

被災した生活道路（私道）の原形復旧に要する経費を支援します。

※一般交通に用いられている。公道に接続している。幅員が概ね1.8m以上。
所有者が異なる住宅が2戸以上立ち並んでいる。住民が維持管理している。

■問い合わせ：市 地域整備課 ☎22−1119

共同墓地復旧支援事業

町会などが管理する墓地の共有部分の復旧に要する経費を支援します。

※共有部分とは、通路・擁壁・水路・水道管など

■問い合わせ：市 環境安全課 ☎22−7176